

事務局だより 1月号

公益社団法人
小樽市シルバー人材センター

地域班懇談会の開催について

全会員を対象に「地域班懇談会」を開催します。

地域班懇談会は、同じ地域に住む会員が集まり、日頃の就業についての課題や苦労話などを、気兼ねなく話し合っていただく場としています。

会員の皆さんにとってこの懇談会は、仕事の新しい仲間や友達を増やす場でもあり、事務局にとってもいただいたご意見等を今後のシルバーの運営に役立てていくための場でもあります。

今年も皆さんに活発な意見交換をしていただくことによって、シルバー事業の今後のさらなる飛躍を目指しましょう。

※※ 当日はお弁当を用意します ※※

(会場の都合上、お弁当は持ち帰っていただきます。)

★申込：申し込みは、お弁当発注の都合もありますので、必ず2月13日（金）までに電話（33-9850）で事務局に申し込んでください。 (担当 上田・松坂)

◎地域班懇談会開催日程等

- ① 日 程：令和8年2月19日（木）～2月24日（火）
- ② 時 間：午前10時30分～午前12時まで
- ③ 場 所：いなきたコミュニティセンター（稲穂5丁目10番1号）
5階 1号集会室
- ④ 対象地区：

開催日	地域班	対象地区	
2月19日 (木)	1班～ 16班	蘭島、忍路、桃内、塩谷、オタモイ、幸、祝津 高島、赤岩、梅ヶ枝町、末広町、清水町、石山町、 手宮、豊川町錦町、色内、長橋、富岡、稲穂	
2月20日 (金)	17班～ 30班	花園、堺町、山田町、相生町、東雲町、港町、緑 入船、最上、松ヶ枝、奥沢、天神、住ノ江、若松 住吉町、有幌町、真栄、勝納町、信香町、新富町	
2月24日 (火)	31班～ 40班	潮見台、若竹町、築港、船浜町、桜、望洋台 新光町、新光、朝里、朝里川温泉、張碓町、錢函 星野町、桂岡町、見晴町、春香町	

※仕事の都合などで自分の所属する班の開催日に出席できないときは、他の日でもかまいません。

令和7年度 屋内作業・家事援助サービス意見交換会

女性会員が主体となる屋内清掃等の屋内作業・家事援助サービスの意見交換会を開催します。

令和7年度に、屋内作業（屋内清掃・家事援助）に携わった会員の皆さん・家事援助サービスを始めたいと思っている会員の皆さん、ぜひご参加ください。

また意見交換に先立ち、小林会員による簡単にできるひざ痛と腰痛の予防の講演を行います。ぜひご参加ください。

1. 日 時 : 令和8年2月17日（火）午後1時30分～
2. 会 場 : いなきたコミュニティセンター（稲穂5丁目10番1号）
5階1号集会室
3. 講 演 : 誰でもできる「ひざ痛と腰痛予防」の簡単な対処法！
講師：小林英夫（会員・日本スポーツ協会公認指導員等）
4. 意見交換 ⑦令和7年度 傷害・賠償事故について
①屋内作業の現状と今後について
⑦各講習会について
②その他



屋内作業・家事援助サービス意見交換会に出席を希望される方は、2月10日（火）までに、必ず事務局（33-9850）に連絡をお願いします。

（担当 上田・松坂）

※屋外作業意見交換会は、来年度開催予定（隔年開催）

就業時の確認・注意事項

① 就業する日程の打ち合わせをしましょう。

- ・作業する日、訪問時間を打合せしましょう。
- ・約束の日時に行けないときは、必ずお客様に連絡してください。

② 就業前には現場での確認・打合せを行いましょう。

- ・除草などで、何度か伺っているお宅でも、危険個所がないかお客様に確認する。
- ・作業個所を確認する

※除草の時は、灯油配管の場所等の確認をし、空き缶など飛散するごみはあらかじめ片付ける

③ 仕事先で知ったことや、出来事は外で話さない。（個人情報の厳守）

- ・仕事先で見聞きした発注者の事情は、たとえ家族・友人であっても、話さないでください。
- ・特に施設の管理や事務所の清掃等、屋内に入る仕事は気を付けてください。
悪い例：掃除に行っている〇〇会社、最近従業員が辞めて大変みたい。
管理で行っている▲▲ホームで××なトラブルがあった。

その日の作業が終了したら、最後に作業個所を確認しましょう

令和8年度配分金単価について

令和8年4月1日から、次のとおり配分金等の単価を改定することとなりましたので、お知らせします。

なお、改定に当たっては、配分金等検討委員会において、北海道の最低賃金(1,075円)を参考に検討し、理事会の承認を得て決定したものです。

お客様に対しましては、センターから隨時周知したいと考えておりますが、会員の皆さま方からも、料金改定の対象となる作業を行う際には、お客様との事前打ち合わせや、作業内容の確認の際に、料金改定についても説明し、ご理解をいただくようご協力をお願ひいたします。

記

＜改定内容＞

1 配分金

A 基準単価（筆耕を除く）

＜主な職種の配分金単価＞

1時間当たり

職種	令和8年4月1日新単価	旧単価(R7.4.1)
除草作業	1,220円	1,150円
剪定・冬囲い・造園	1,380円	1,310円
冬囲い外し作業	1,170円	1,100円
除雪作業	1,510円	1,440円
屋外軽作業	1,090円	1,020円
屋内外清掃作業、屋内軽作業、建物管理、駐車場管理、家事援助(食事援助を除く)等	1,080円	1,010円

※ 職種の一部を抜粋しています。

B 筆耕関係の単価

＜主な職種の配分金単価＞

1枚当たり

職種	令和7年4月1日新単価	旧単価(R6.4.1)
毛筆宛名書き	住所、氏名 80円	75円
	住所、氏名、会社名、役職名 100円	95円
硬筆宛名書き	住所、氏名 50円	45円
	住所、氏名、会社名、役職名 65円	60円
のし紙等	氏名 140円(改定なし)	140円
毛筆賞状	書き入れ(15字まで) 260円	250円
	全文書き(150字まで) 3,800円(改定なし)	3,800円

2 剥離機使用料(機械損料) ⇒ 実稼働1時間当たり 500円・変更なし

3 交通費 ⇒ 交通費実費(自家用車使用は1回480円)・変更なし

4 事務費 ⇒ 12%・変更なし

会員クラウドサービスの登録・利用のお願い!!

会員クラウドサービスは、スマートフォンから配分金明細書の通知や各種講習会の案内などを利用できるサービスで、現在、100名程度、全体で3割に満たない加入率となっています。

今後、4月から包括契約に移行した際の仕様書の明示など、情報入手のスピードや経費削減の面からも、クラウドサービスを活用しての情報提供を推進していくことになります。

例えば、配分金明細書については、会員クラウドサービスを利用している会員は、携帯電話の画面で確認し、会員クラウドサービスを利用していない会員は就業した際に郵送でお届けしています。

登録している会員は、事務局で配分金の入力作業が終了した時点で、配分金の振込金額を確認でき、郵送より2~3日早く情報を入手することができます。

また、郵送の場合は、発送するまでの事務作業や経費面でもセンター運営に大きな負担となっています。

今回、一人でも多くの会員に加入していただくため、年会費を無料とするキャンペーン(すでに登録済みも含む)を企画しております。

詳しくは、令和8年3月の年会費振込案内の際にお知らせします。

ぜひこの機会に、クラウドサービスにご加入することをご検討ください。

夜間建物管理を希望する会員の登録について

高齢者施設などの建物管理の仕事ですが、民間事業所より請負9件・派遣1件の受注があり、すべて、夜間管理の仕事を3人から4人の会員がローテーションで就業しています。

就業している会員の高齢化や家庭の事情などにより、急な交代が発生しており、代替会員を探すのに苦労しています。

そのため、常に会員を確保しておく必要に迫られているため、今すぐの交代ではありませんが、急に要員が必要となったときに相談できる会員を登録したく、夜間の泊りの仕事を希望、内容により就業可能な方は、事務局(33-9850)の上田、松坂まで一度お電話ください。

※登録しても、他の仕事に就業できます。

「わがセンターの安全標語」の募集について

会員の皆さん、健康で安全に就業するための心がけとして、2年に一度「わがセンターの安全標語」を決めていますが、令和8・9年度の標語を募集します。

日頃、個人として、就業時に「気をついていること」、「心掛けていること」を標語として、小樽市シルバー人材センターの会員全体の安全就業に役立ててみませんか？

令和8・9年度「わがセンターの安全標語」に採用された作品は、令和8年5月に開催する「定時総会」で発表・表彰し、2年間会報・事務局だより等に掲載し、会員の皆さんの安全意識向上に役立てます。

標語は下記の要領で募集します。多くの会員の皆さんの応募をお待ちしています。

記

□募集期間：令和8年2月2日(月)～3月31日(火)

□応募方法：下にある応募用紙に記入の上、事務局に持参または郵送、FAXしてください。
※作品は1人3点までとし、未発表のものに限ります。

令和6・7年度 わがセンターの安全標語

『その油断 その気の緩みが事故招く
初心に帰り決意新たに』

「わがセンターの安全標語」応募用紙

会員名：

地域班：

①

②

③

「会員業務就業規約」について

令和8年4月から導入する包括契約について、「会報生きがい1月号」にリーフレットを添付しております。

また、以下の「会員業務就業規約」については、会員がセンターを通じて就業する際の基本的なルールを示しておりますので、ご確認ください。

ご不明な点がありましたら、事務局までお問い合わせください。

公益社団法人小樽市シルバー人材センター会員業務就業規約

(会員の就業条件)

第1条 公益社団法人小樽市シルバー人材センター(以下「センター」という。)の会員(以下「会員」という。)が発注者(センターを通じて会員に業務を委託する者をいう。以下同じ。)の委託を受けて業務を実施する場合の就業条件は、発注者とセンターの間で別途合意により定めるものほか、本規約に定めるところによるものとする。

(業務の具体的な内容及び会員業務委託料)

第2条 発注者が会員に委託する業務(以下「会員業務」という。)の具体的な内容及び会員業務委託料(会員業務の対価として発注者が会員に支払う金額をいう。以下同じ。)の額は、発注者とセンターとの間で別途合意により定めるものとする。

(就業条件に係る会員の同意等)

第3条 センターは、業務実施会員(発注者からセンターを通じて委託を受けて会員業務を実施する会員をいう。以下同じ。)が会員業務に着手する前に、会員業務に係る就業条件については、本規約に定める内容及び前条の規定に基づき発注者とセンターとの間で別途合意した内容とすることにつき、業務実施会員の同意を得るものとする。

- 2 前項の規定による業務実施会員の同意があったときは、発注者と業務実施会員との間で、前条の規定に基づき発注者とセンターとの間で別途合意により定める内容及び本規約に定める内容を契約の内容とする会員業務に係る請負契約又は準委任契約が成立したものとして取り扱う。
- 3 発注者とセンターは、第1項の規定による業務実施会員の同意があった後においても、合意により前条の合意の内容を変更することができるものとする。
- 4 前項の規定により前条の合意の内容が変更された場合は、センターは業務実施会員に対して当該変更の内容を通知し、新たに業務実施会員の同意を得るものとする。

- 5 前項の規定による業務実施会員の同意があったときは、発注者と業務実施会員との間で、第2項の請負契約又は準委任契約の内容が、前項の規定により業務実施会員に通知した内容に従って変更されたものとして取り扱う。

(会員業務委託料の支払)

第4条 発注者は業務実施会員に対して、会員業務委託料として第2条の規定に基づき発注者とセンターとの間で別途合意により定める額を支払うものとする。

- 2 業務実施会員は、会員業務委託料の請求及び受領をセンターに委託するものとする。この場合において、センターが会員の委託を受けて会員業務委託料を受領した日を、発注者から業務実施会員に支払われた「報酬の支払日」とみなす。
- 3 発注者はセンターによる請求書の発行日から30日以内に、会員業務委託料をセンターが指定する口座に振り込む方法により、又は現金で支払うものとする。
- 4 前項の会員業務委託料の支払期日は、発注者が業務実施会員から成果物の引き渡しを受け、又は役務の提供を受けた日から起算して60日以内の期間内において定めるものとする。
- 6 第2項の規定による支払に係る振込手数料は、発注者が負担するものとする。

(センターによる立替払)

第5条 センターが発注者に対して会員業務委託料の請求を行った日から相当の期間が経過したにもかかわらず、発注者から支払いが行われないときは、センターは、民法第474条の規定による第三者の弁済として、業務実施会員に対して会員業務委託料に相当する額を支払うことができるものとする。

- 2 センターは、前項の規定による業務実施会員に対する支払を行ったときは、発注者に対して求償権を行使するものとする。

(会員業務の実施)

第6条 業務実施会員は、会員業務の実施に当たり、関係諸法令を遵守するとともに、善良な管理者の注意をもって業務を実施するものとする。また、発注者の信用を害し、又は発注者が顧客からの苦情等を受けることがないように特に注意しなければならない。

- 2 センターは、業務実施会員が会員業務に着手する前に、業務実施会員に対して、会員業務を安全に行うために必要な教育を行うものとし、業務実施会員はこれを必ず受けなければならないものとする。
- 3 発注者は、業務実施会員が会員業務を実施するに当たり、業務実施会員がその生命、身体等の安全を確保しつつ就業することができるよう、必要な配慮を行うものとする。
- 4 発注者は、業務実施会員が会員業務を実施するに当たり、業務実施会員に対して指揮命令を行うことができない。

(費用の負担等)

第7条 会員業務の実施のために必要な機械、器具、原材料等は、業務実施会員が用意するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、業務実施会員は、対価を支払って、会員業務の実施のために発注者から機械、器具等の貸与を受け、又は原材料等の提供を受けることができるものとする。
- 3 業務実施会員は、前項の規定により発注者から機械、器具等の貸与を受けたときは、当該機械、器具等を善良な管理者の注意をもって管理し、及び使用するものとする。
- 4 発注者は、第2項の規定により業務実施会員に対して機械、器具等の貸与等を行ったときは、その対価について、会員業務委託料を支払う際に相殺することができる。
- 5 第1項の規定は、会員が会員業務の実施のために必要な機械、器具等をセンターから無償で貸与を受け、又は対価を支払って、原材料等の提供を受けることを妨げない。
- 6 第3項の規定は、前項の規定により会員がセンターから機械、器具等の貸与を受けた場合について準用する。
- 7 センターは、第5項の規定により会員に対して原材料等の提供を行ったときは、その対価について、発注者から受領した会員業務委託料を会員に引き渡す際に控除することができるものとする。

(会員の履行不能)

第8条 業務実施会員は、健康状態その他の理由により会員業務を実施することができなくなったときは、速やかにその旨をセンターに申し出なければならないものとする。

- 2 センターは、前項の規定により業務実施会員から申し出があった場合その他業務実施会員が会員業務を完遂させることができないと認めるときは、速やかに、当該業務実施会員による会員業務の実施を終了させ、発注者にその旨を通知するものとする。
- 3 前項の通知が行われたときは、第3条第2項の請負契約又は準委託契約(同条第5項の規定による変更が行われたときは、当該変更後の請負契約又は準委託契約)は、当該通知が行われたときに終了したものとして取り扱う。
- 4 センターは、第2項の規定により業務実施会員による会員業務の実施を終了させた場合は、遅滞なく、当該業務実施会員以外の会員(以下「代替会員」という。)又は会員以外の者であって、センターが適当と認めて業務を行なわせる者(以下総称して「代替会員等」という。)を選定して会員業務を完遂させるものとする。
- 5 前項の規定によりセンターが代替会員を選定して会員業務を完遂させる場合は、発注者が当該代替会員に対して、本規約に定めるところにより、新たに業務の委託を行うものとして取り扱う。
- 6 第2項の規定により業務実施会員による会員業務が終了した場合は、発注者は、発注者とセンターが別途合意により定める額を当該業務実施会員に対して支払うものとする。
- 7 前項の規定に基づき発注者とセンターが別途合意により定める額は、当該業務実施会員が既に行った業務の割合に応じて決定されるものとする。

8 第2項の規定により業務実施会員による会員業務が終了した場合は、発注者は、当該業務実施会員が会員業務の実施のために既に支出した費用を負担するものとする。

9 第4条及び第5条の規定は、第6項及び第8項の規定による発注者の支払について準用する。

(契約不適合責任)

第9条 業務実施会員が発注者に引き渡した成果物又は提供した役務の内容が第2条の規定に基づき発注者とセンターとの間で別途合意により定める内容又は本規約に定める内容に適合しないものであるときは、発注者は、センターを通じて業務実施会員に対して追完を請求することができるものとする。ただし、当該不適合が業務実施会員の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

2 センターは、前項の規定により発注者から追完の請求があった場合において、相当と認めるときは、当該業務実施会員をして、又は代替会員等を選定して会員業務を完遂させるものとする。

3 前条第5項の規定は、前項の規定によりセンターが代替会員を選定して会員業務を完遂させる場合について準用する。

4 第2項の規定により代替会員等が会員業務を完遂することとなる場合は、発注者とセンターの合意により、発注者が当該業務実施会員に対して支払うこととされていた会員業務委託料の額を減額することができるものとする。この場合において、センターは、速やかに、当該減額した額を当該業務実施会員に対して通知するものとする。

(利用契約の終了等による会員業務の終了)

第10条 発注者とセンターとの間のシルバー人材センター利用契約が有効期間の満了により終了し、発注者とセンターとの合意により解約され、又は発注者若しくはセンターのいずれかから解除されたときは、センターは、速やかに、その旨を業務実施会員(当該利用契約の終了等の際現に会員業務を行っている者に限る。次項において同じ。)に通知し、会員業務を終了させるものとする。

2 前項の通知が行われたときは、第3条第2項の請負契約又は準委託契約(同条第5項の規定による変更が行われるときは、当該変更後の請負契約又は準委託契約)は、業務実施会員が当該通知を受けたときに同時に終了したものとして取り扱う。

3 第8条第6項から第9項までの規定は、第1項の規定により会員業務が終了した場合について準用する。

(著作権の帰属等)

第11条 会員業務の実施により発生する著作権は、業務実施会員に帰属するものとする。

- 2 前項の規定は、会員業務の実施により発生した著作権を発注者に譲渡することについて発注者とセンターが別途合意し、かつ、その旨会員の同意をえることにより当該著作権を発注者に譲渡することを妨げない。

(再委託、権利・義務の移転の禁止)

第12条 業務実施会員は、発注者からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、会員業務を第三者に再委託してはならないものとする。

- 2 前条第2項及び前項に定める場合のほか、業務実施会員は、発注者からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、会員業務の実施に当たり取得する権利の全部又は一部を他に譲渡し、又は第三者のために担保に供してはならないものとする。
- 3 第1項に定める場合のほか、業務実施会員は、発注者からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、会員業務の実施に当たり負う義務の全部又は一部を自己に代わって第三者に履行させてはならないものとする。

(守秘義務・個人情報管理)

第13条 業務実施会員は、会員業務の実施を通じて知り得た発注者の秘密を第三者に漏えいしてはならない。

- 2 業務実施会員は、会員業務の実施を通じて取得した発注者又は第三者の個人情報を適正に取り扱わなければならない。
- 3 発注者は、業務実施会員の個人情報を適正に取り扱わなければならない。
- 4 前3項の規定は、会員業務終了後においても、なお効力を有するものとする。

(損害賠償)

第14条 発注者及び業務実施会員は、会員業務の実施に当たり、その責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。

- 2 発注者は、前項の規定により、業務実施会員に対して損害賠償の請求を行う場合は、センターを通じて行うものとする。
- 3 業務実施会員は、第三者から損害賠償の請求を受けたときは、速やかに、その旨をセンターに通知するものとする。
- 4 センターは、第2項の規定により請求を受け、又は前項の規定により通知を受けた場合において、相当と認めるときは、民法第474条の規定による第三者の弁済として、発注者又は第三者に対して損害賠償金の支払を行うものとする。
- 5 センターは、前項の規定により発注者又は第三者に対して損害賠償金の支払を行った場合において、センターが加入する損害保険により補填される額、業務実施会員の過失の度等を斟酌して相当と認める額を業務実施会員に対して求償するものとする。